

目 次

津市規則

- 津市契約規則の一部を改正する規則
- 津市市税条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市訓令

- 津市モーターボート競走事業従業員の賃金に関する規程の一部を改正する訓令

津市告示

- 津市下水道排水設備指定工事店の指定
- 国民健康保険被保険者証の無効
- 放置自転車等の撤去及び保管
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 津市下水道排水設備指定工事店の指定
- 公示送達
- 津市議会定例会の招集

津市公告

- 開発行為に関する工事の完了
- 開発行為に関する工事の完了
- 地籍調査事業の実施
- 差押財産の公売
- 救助工作車Ⅲ型購入に係る条件付一般競争入札の執行
- 開発行為に関する工事の完了

津市水道局告示

- 津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
- 津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市消防本部訓令

- 津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会告示

- 津市教育委員会の開催

津市監査委員告示

- 津市監査事務局規程の一部を改正する告示

津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月17日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第28号

### 津市契約規則の一部を改正する規則

津市契約規則（平成18年津市規則第40号）の一部を次のように改正する。  
第6条第3項中「三重県自治会館組合」を「三重県市町総合事務組合」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市契約規則の規定は、平成24年5月1日以後の協議会等への入札参加資格の申請について適用し、同日前の協議会等への入札参加資格の申請については、なお従前の例による。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第29号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第139条の2第1項」を「第139条の3第1項」に改める。

別記中「第139条の2第2項」を「第139条の3第2項」に改める。

第36号様式その1中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「  
確認  福祉関係  公営住宅関係  入札参加資格審査関係  登記関係  
裁判関係（訴訟・競売等）  車検用  VISA  金融機関  
その他（）  
」を

「  
 確認  児童手当  福祉関係  公営住宅関係  入札参加資格審査関係  
 登記関係  裁判関係（訴訟・競売等）  車検用  VISA  
 金融機関  その他（）  
」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月22日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第30号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 政策財務部の表秘書課の部秘書担当の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第1 総務部の表行政経営課の部行政経営担当の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 三重県市町総合事務組合との連絡調整に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市訓令第 8 号

庁中一般

出先機関

津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 24 年 5 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程の一部を改正する訓令

津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程（平成 18 年津市訓令第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（通勤費）

第 14 条 従事員が出勤した場合には、本市の臨時職員の通勤手当の例により通勤費を支給する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

従事員基本賃金表

（日額 単位 円）

	投 票	そ の 他		警 備 員
1	10,210	10	9,990	1 10,430
2	10,160	11	9,970	2 10,000
3	10,110	12	9,950	3 9,970
4	10,090	13	9,940	
5	10,080	14	9,920	
6	10,060	15	9,900	
7	10,040	16	9,850	
8	10,010	17	9,810	
9	10,000			

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この訓令中第14条の改正規定は平成24年6月1日から、その他の改正規定は同年8月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第14条の規定は、平成24年6月1日以後の勤務に係る通勤費について適用し、同日前の勤務に係る通勤費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定は、平成24年8月1日以後の勤務に係る基本賃金について適用し、同日前の勤務に係る基本賃金については、なお従前の例による。

津市告示第137号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成24年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

指定した工事店

工事店名	所在地	指 定 期 間
有限会社 ライズ	津市垂水 1937番地1	平成24年 5月15日から 平成28年 3月31日まで

津市告示第138号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成24年5月23日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0013193	平成23年10月1日	平成24年5月14日
0678565	平成23年10月1日	平成24年5月2日
1149646	平成23年10月1日	平成24年5月7日
2106743	平成23年10月1日	平成24年5月1日
7139822	平成23年10月1日	平成24年5月2日
9154537	平成24年3月26日	平成24年5月10日

津市告示第139号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 5月 1日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 5月 1日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 5月 1日
久居駅前第1公共自転車等駐車場	47	平成24年 5月 1日
久居駅前第2公共自転車等駐車場	25	平成24年 5月 1日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 5月 2日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成24年 5月 7日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 5月 7日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 5月 7日
一志総合支所	12	平成24年 5月 7日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 5月 8日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 5月 8日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 5月 8日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 5月 9日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 5月11日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 5月14日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 5月14日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 5月14日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成10年芸濃町告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

林町自治会

三重県津市芸濃町林163番地6

代表者 石井 昭文

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	角田 彰 津市芸濃町林12番地
変更後	石井 昭文 津市芸濃町林198番地

3 変更理由及び年月日

平成24年4月29日定期総会において、平成24年4月1日新任

津市告示第141号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成24年5月25日

津市長 前 葉 泰 幸

指定した工事店

工事店名	所在地	指 定 期 間
徳増メンテナンス	多気郡明和町明星 2836番地52	平成24年 6月 1日から 平成28年 3月31日まで
南設備	松阪市飯南町深野 3478番地1	平成24年 6月 1日から 平成28年 3月31日まで

津市告示第142号

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成24年 5月25日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書

	差押調書（謄本）、配 当計算書（謄本）及 び充当通知書
	差押調書（謄本）、配 当計算書（謄本）及 び充当通知書

津市告示第143号

平成24年第2回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成24年6月4日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市公告第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成24年5月16日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市河芸町一色字石橋39-1ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市河芸町浜田860  
社会福祉法人アイ・ティ・オー福祉会  
理事長 伊藤 浩司

津市公告第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成24年5月17日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市高茶屋小森町字向山1719番10ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市桜橋二丁目178-1  
大和ハウス工業株式会社三重支店  
支店長支配人 服田康之

津市公告第67号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、次の区域の地籍調査を実施しますので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業計画が公示された年月日

平成24年4月24日

2 調査を実施する者の名称

津市

3 調査区域

林川原4、鴉谷、下之世古、中ノ村、中佐田、高茶屋A3

4 調査期間

公告の日から平成25年3月29日まで

津市公告第68号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告します。

平成24年5月25日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 日 時	公 売 参 加 申 込 期 間	平成24年5月25日 13時00分 から 平成24年6月11日 23時00分まで		
	入 札 期 間	平成24年6月18日 13時00分 から 平成24年6月20日 23時00分まで		
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上			
公 売 の 方 法	期間競り売り（別紙に記載する売却区分ごとに売却する。）			
最 高 価 申 込 者 の 決 定 の 日 時	平成24 年6月21日	10時00分	最 高 価 申 込 者 の 決 定 の 場 所	津市役所政策財務部収税課
売 却 決 定 の 日 時	平成24 年6月28日	10時00分	売 却 決 定 の 場 所	津市役所政策財務部収税課
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成24 年6月28日	14時30分		
公 売 保 証 金 の 納 付 の 期 限	平成24 年6月11日	23時00分		
公 売 保 証 金	別紙のとおり		見 積 価 額	別紙のとおり
公 売 財 産 上 の 質 権 者、抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。			
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	差押財産を換価される滞納者（その依頼人を含む）及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項各号に該当する者は、買受人となる資格がありません。			
公 売 財 産 の 表 示	別紙のとおり			
そ の 他 の 事 項	「津市インターネット公売ガイドライン」（津市役所政策財務部収税課備付）のとおり			

(注)公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額又は買受申込価額をもって行います。

公 売 財 産 の 表 示 、 公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額

売却区分 番 号	名 称 、 数 量 、 性 質 及 び 所 在 公 売 財 産 上 の 賃 借 権 等 の 権 利 の 内 容 項	公売保証金	見積価額	その他
TNJ24-01	別紙「公売財産概要書」のとおり			

公告番号	TNJ24-01
品名	H18年式 ホンダCR-V 12万6千km 車検H25.3.25
数量	1
登録事項等証明書 の記載内容	証明書発行日 平成24年1月24日 自動車登録番号 三重 300 * * * * * 登録年月日 平成18年3月24日 初度登録年月 平成18年3月 自動車の種別 普通 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 ステーションワゴン 車名 ホンダ 型式 CBA-RD7 乗車定員 5人 車両重量 1,520kg 車両総重量 1,795kg 車台番号 RD7-1102961 原動機の型式 K24A 長さ 454cm 幅 178cm 高さ 171cm 総排気量 2.35リットル 燃料の種類 ガソリン 前前軸重 870kg 後後軸重 650kg 自動車検査証有効期限 平成25年3月25日 型式指定番号 12678 類別区分番号 0003
特記事項	■ミッション オートマチック ■ハンドル 右ハンドル ■車体の色 ナイトホークブラック・パール ■走行距離 126,399km ■引渡時保管場所 津市役所 芸濃総合支所（三重県津市芸濃町椋本6141-1） ■引き渡し条件 車両及び装備は、代金納付時の現況有姿により引き渡します

■証書類 自動車検査証、自賠責証明書、リサイクル券あり 車両取扱説明書なし  
ナビ取扱説明書なし

■鍵 マスターキー、スペアキーあり(キーレスエントリー)

■車両等の状況

◆集中ドアロック、ライト、ウインカー、ブレーキランプ等動作確認済み

◆ドアミラー 動作確認済み

◆HDDナビ 現在位置表示はされる

◆AM/FMラジオ 動作確認済み

◆タイヤ NANKANG AS-1

◆スペアタイヤ MICHELIN ENERGY MXV4 S8

◆キズ等

前：バンパー右前にキズあり

後：スペアタイヤカバーにキズあり

右後バンパー割れ及びキズ多し

右後ストップランプ付近にキズあり

左：後ろタイヤハウスにキズ及び錆あり

屋根：焼けが顕著

ドアノブ：キズあり

シート：破れあり

全体的に細かいキズあり

見積価額	280,000円
公売保証金	28,000円

## 津市公告第69号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成24年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 救助工作車Ⅲ型の購入
- (2) 規 格 詳細は仕様書参照
- (3) 数 量 1台
- (4) 納入期限 平成25年2月28日
- (5) 納入場所 津市消防本部（津市久居明神町2276番地）

### 2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成24年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）において、「特殊車両（消防車）」を希望業種とし、市内又は準市内業者として登録されていること。
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

### 3 入札参加者心得、契約条項、仕様書その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

- (1) 期 間 平成24年5月28日から6月15日まで（土日を除く）

(2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 場 所 津市消防本部消防総務課

#### 4 質疑等の受付

(1) 提出方法 平成24年6月5日 正午まで

(2) 方 法 質疑等は、公告において示す参加資格要件を有する者に限って指定の質問書により持参若しくはFAXで受け付けます。電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けません。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行ってください。

#### 5 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、平成24年6月11日から同月13日までの期間に、回答書を津市消防本部消防総務課で配付します。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

#### 6 入札参加資格の確認等

(1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成24年6月15日 午後5時15分まで

イ 提出場所 津市消防本部消防総務課

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けません。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書

(3) 入札参加資格の審査結果については、参加申し込みのあった者全員に文書により通知します。

#### 7 入札及び開札の日時

平成24年6月28日 午前10時から

#### 8 入札及び開札の場所

津市消防本部会議室（2階）

#### 9 入札保証金

免除

10 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上。

ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

12 その他の注意事項

- (1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、件名、入札者の商号（名称）を記入し、入札を行ってください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。  
なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。
- (3) 再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (4) 最低価格入札者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 落札者は、仮契約締結までに落札金額の根拠となった積算内訳書を提出してください。
- (6) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (8) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (9) その他、入札参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

津市消防本部 消防総務課経理担当

電話番号 059-254-0352

FAX 059-256-7755

津市公告第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月29日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成24年5月22日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市美川町62番1ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
松阪市久保町1855番地の255  
協和不動産株式会社  
代表取締役 和田 幾夫

津市水道局告示第8号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成24年5月21日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社森水道	亀山市野村一丁目1番17号	平成24年5月11日

津市水道局告示第9号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成24年5月21日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
徳増メンテナンス	多気郡明和町大字明星2836番地52	平成24年5月11日

津市消防本部訓令第3号

消防本部

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年5月25日

津市消防長 山口 精彦

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令

津市消防違反処理規程（平成18年津市消防本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（命令の解除）

第12条の2 消防長又は消防吏員は、違反内容の全部又は一部が是正され、命令を解除する必要があると認める場合は、命令解除通知書（第5号様式の6から第5号様式の8まで）を速やかに交付し、命令を解除するものとする。第5号様式の1、第5号様式の2、第5号様式の4及び第5号様式の5中「津消指令（記号番号）」を「津市指令（記号番号）」に改める。

第5号様式の5の次に3様式を加える。

第5号様式の6（第12条の2関係）

津市指令（記号番号）  
年 月 日

（氏 名） 様

津市消防長（氏 名） 印

命 令 解 除 通 知 書

あなたの権原に係る下記対象物について、年 月 日付け（記号番号）をもって命令した事項について、次の理由により、これを解除します。

所在地	
名称	
用途	
解除する理由	

第5号様式の7（第12条の2関係）

津市指令（記号番号）  
年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

命 令 解 除 通 知 書

あなたの権原に係る下記対象物について、 年 月 日付け（記号番号）をもって命令した事項について、次の理由により、これを解除します。

所在地	
名称	
用途	
解除する理由	

第5号様式の8（第12条の2関係）

津市指令（記号番号）  
年 月 日

（氏 名） 様

（所属）  
（階級）  
（氏名） ⑩

命 令 解 除 通 知 書

あなたの権原に係る下記対象物について、 年 月 日付け（記号番号）をもって命令した事項について、次の理由により、これを解除します。

所在地	
名称	
用途	
解除する理由	

第 8 号様式中「津消指令（記号番号）」を「津市指令（記号番号）」に改める。

第 1 0 号様式、第 1 1 号様式及び第 1 2 号様式中「津消（市）指令（記号番号）」を「津市指令（記号番号）」に改める。

第 1 7 号様式中「津消指令（記号番号）」を「津市指令（記号番号）」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成24年5月24日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成24年5月25日（金）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
  - （1）津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて
  - （2）津市社会教育委員の委嘱について
  - （3）平成24年度津市一般会計補正予算（第1号）〈教委所管分〉について
  - （4）財産の取得について

津市監査委員告示第5号

津市監査事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年5月29日

津市監査委員 渡 邊 昇  
同 駒 田 修 一  
同 横 山 敦 子  
同 宇 陀 照 良

津市監査事務局規程の一部を改正する告示

津市監査事務局規程（平成18年津市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表代表監査委員印の項中「方20」を「方21」に、「もってする」を「もって発する」に改め、同項の次に次のように加える。

代表監査委員職務代理者印	津市代表監査委員職務代理者之印	れい書	方21	1	監査担当の担当主幹又は担当副主幹	代表監査委員職務代理者名をもつて発する文書
--------------	-----------------	-----	-----	---	------------------	-----------------------

別表監査委員印の項中「かい書」を「れい書」に、「方20」を「方21」に、「もってする」を「もって発する」に改め、同表事務局長印の項中「かい書」を「れい書」に、「もってする」を「もって発する」に改め、同表事務局印の項中「かい書」を「れい書」に、「もってする」を「もって発する」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。